

税理士連携 短期継続保証

最長**5**年間、決算期ごとに借換(継続)可能！
毎月の返済が無く、資金繰りに余裕が持てます。



顧問税理士・金融機関・信用保証協会が連携して、
企業のみなさまの成長をバックアップします！

ご利用のイメージ



借換(継続)を行う場合は、「推薦書兼決算概要報告書」(所定様式)の提出が必要です。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、借換(継続)はできません。

- (1) 既保証分が返済条件を緩和した場合
- (2) 業績の悪化に伴い、将来的な償還の見通しが難しくなった場合

税理士連携短期継続保証

対象となる方

次の要件に該当する会社

- ①取扱金融機関との与信取引が1年以上ある方
- ②当協会と覚書を締結した税理士会に所属する税理士または税理士法人(以下「税理士等」といいます。)が月次管理を行い、税理士等から「税理士連携短期継続保証に係る推薦書兼決算概要報告書」(所定様式)の提出がある方
- ③直近決算において経常利益を計上している方
- ④直近決算において債務超過でない方
- ⑤返済条件等の緩和を行っている既存の信用保証付き融資残高がない方

保証限度額

3,000万円

保証期間

運転資金 1年以内

終期は、税務署への確定決算の申告期限から原則3か月以内とし、最大4回まで借換(継続)が可能です。

貸付利率

金融機関所定

貸付形式

手形貸付または証書貸付

返済方法

一括返済

保証料率

(単位 年率%)

保証料率 \ 料率区分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
通常の場合	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
推薦税理士等が認定支援機関である場合	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35

(注)有担保の場合は、保証料率を上記料率からさらに、0.10%割り引きます。

担保

原則として、不要です。

連帯保証人

必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則不要。

※ 保証申込みは金融機関からとなります。

なお、金融機関および当協会の審査によりご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ・ご相談は、金融機関または三重県信用保証協会まで

本店営業部

〒514-0003
津市桜橋3丁目399番地
TEL.059-229-6014
FAX.059-229-6344



四日市支店

〒510-0085
四日市市諏訪町4番5号
四日市諏訪町ビル5階
TEL.059-353-9161
FAX.059-354-2046

